

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と企業価値向上の実現を通してステークホルダーの期待に応えるとともに、社会に貢献するという企業の社会的責任を果たすため、取締役会を中心に迅速かつ効率的な経営体制の構築ならびに公正性かつ透明性の高い経営監督機能の確立を追求し、以下の経営理念および基本方針に基づき、コーポレートガバナンスの強化および充実に取り組むことを基本的な考え方としております。

＜経営理念＞

「人々の暮らしを安全・快適にする技術や製品を提供し、社会に貢献するKYBグループ」

1. 高い目標に挑戦し、より活気あふれる企業風土を築きます。
2. 優しさで誠実さを保ち、自然を愛し環境を大切にします。
3. 常に独創性を追求め、お客様・株主様・お取引先・社会の発展に貢献します。

＜基本方針＞

1. 当社は、株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. 当社は、株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーとの適切な協働に努める。
3. 当社は、法令に基づく開示はもとより、ステークホルダーにとって重要または有用な情報についても主体的に開示する。
4. 当社の取締役会は、株主受託者責任および説明責任を認識し、持続的かつ安定的な成長および企業価値の向上ならびに収益力および資本効率の改善のために、その役割および責務を適切に果たす。
5. 当社は、株主との建設的な対話を促進し、当社の経営方針などに対する理解を得るとともに、当社への意見を経営の改善に繋げるなど適切な対応に努める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

（補充原則1-2-5 実質株主の株主総会出席および議決権行使）

当社は、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行などの名義で株式を保有する機関投資家などの実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは現時点では原則認めておりません。但し、当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、あらかじめ相当の期間において、株主総会への出席要望を提示し、かつ当該者が実質株主であることが確認できた場合は、信託銀行等と協議することを含めて、今後も適切な対応を検討して参ります。

（補充原則4-1-3 最高経営責任者などの後継者計画）

当社は、最高経営責任者などの後継者計画は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための重要課題と認識しております。本年より代表取締役と社外取締役とで構成する指名委員会を設置し、指名手続きにおける透明性の向上を図っております。今後、最高経営責任者などに求められる要件、育成方針などについて、当社を取り巻く経営環境や当社の企業風土なども踏まえて総合的に検討するとともに、取締役会による監督体制のあり方についても検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

（原則1-4 いわゆる政策保有株式）

（1）政策保有に関する方針

当社は、中長期的な企業価値向上の観点から、事業戦略上や事業運営上の信頼関係や取引関係の維持または強化が見込まれる株式については、成長性や経済合理性を総合的に判断し、必要と認められる政策保有株式を保有しております。また、主要な政策保有株式については、毎年取締役会においてその保有目的や合理性を検証しております。

（2）議決権行使に関する方針

当社は、政策保有株式の議決権行使にあたって、株式発行会社の経営方針や事業戦略を十分に確認した上で、中長期的な企業価値向上や株主還元向上に資するかどうかを議案ごとに検討し、判断しております。

（原則1-7 関連当事者間の取引）

当社は、取締役や主要株主などと関連当事者間の取引を行う場合には、当社の「取締役会規則」に基づき、取締役会での審議および決議を要することとしております。尚、この場合、該当する取締役については、特別利害関係者として当該審議および決議から除外することとしております。更に、関連当事者間の取引の状況および結果などについては、取締役会での報告を要することとしており、事後的な監視体制も整えております。また、当社の取締役に対して、関連当事者間の取引の有無を確認するために、毎年質問書を交付し、提出を求めています。この他、企業行動指針や社内規程を定め、お客様、お取引先様、グループ会社との公正かつ公平な取引を励行しております。

（原則3-1 情報開示の充実）

（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

経営理念、経営戦略、中期経営計画については、当社ホームページに掲載しております。

（経営理念：<http://www.kyb.co.jp/ir/philosophy.html>）

（経営戦略および中期経営計画：<http://www.kyb.co.jp/ir/mmp.html>）

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書Ⅰ、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方、をご参照ください。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書Ⅱ、1 [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容、をご参照ください。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役および監査役候補の指名を行うにあたり、適格性、実績、知識、経験、能力などのバランスを考慮しております。尚、取締役および監査役候補については、代表取締役と社外取締役で構成する指名委員会の諮問を経て、取締役会の決議により決定しており、加えて、監査役候補については、監査役会の同意を得ております。

(5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役候補および監査役候補の選任理由については、個人別の略歴とともに株主総会招集通知にて開示しております。

(補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲)

当社は、執行役員制度を導入しており、意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図っております。取締役会は、「取締役会規則」、「付議基準」、「報告基準」を定め、取締役会自身が決議し、または報告を受ける事項を明確にしております。また、重要性、金額、性質などに基づき経営陣が決定すべき事項を社内規程として整備し、経営陣に権限を付与しております。

(原則4-8 独立社外取締役の有効な活用)

当社は、経営に対する独立的かつ客観的な監督機能を強化するため、独立社外取締役を2名選任しております。今後も法令改正等の社会情勢を踏まえて、引き続き当社にとって最善のガバナンスを検討して参ります。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質)

取締役会は、会社法上の社外取締役の要件および金融商品取引所等が定める独立性基準に基づき社外取締役の候補者を選定しております。

(補充原則4-11-1 取締役会全体のバランス)

取締役会は、社内取締役6名、社外取締役2名で構成されており、効率的かつ迅速な意思決定を行う上で、適切な規模と考えております。社内取締役については、事業分野に精通した者、専門機能に精通した者、企業経営の経験者、海外事業経験者、社外取締役については弁護士、大学教授で構成されており、取締役会全体の知識、経験、能力などのバランスには十分に配慮しております。取締役選任の方針および手続については、原則3-1 (4) に記載しております。

(補充原則4-11-2 取締役および監査役の兼任状況)

社外取締役の当社以外の上場会社の役員兼任状況については、株主総会招集ご通知の株主総会参考書類で開示しております。社外取締役2名は、当社以外の上場会社の役員を兼任しておりますが、兼任社数は合理的な範囲であり、その役割および責務を適切に果たすことができるものと考えております。その他の取締役および監査役については、現時点で当社以外の上場会社の役員を兼任しておりません。

(補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価)

当社は、2015年度より取締役会全体としての実効性に関し、アンケート形式による自己評価を実施しております。2016年度はアンケートによる自己評価に加え、取締役の個別インタビューを実施し、より詳細な意見収集と課題の確認を行いました。評価の概要は以下の通りです。

(1) 実施対象：取締役会議長を含む全ての取締役および監査役

(2) アンケート項目

- ・取締役会の構成、知識・経験バランス
- ・取締役会の議事・運営
- ・取締役会を支える体制
- ・株主との関係・対話 等

(3) 2016年度の実施・改善事項

2015年度の評価結果を受け、2016年度に取り組んだ項目は以下の通りです。

- ・取締役会に付議する基準の一部見直し
- ・最高経営責任者の後継者計画および取締役の選解任等に関する事項を諮問する指名委員会の設置
- ・取締役の報酬等を諮問する報酬委員会の設置
- ・個人株主を対象とした工場見学会、個人投資家を対象とした会社説明会の実施

(4) 2016年度評価における結果と今後の課題

- ・現在の取締役会の構成、議事・運営、支援体制などは概ね適正であることを確認致しました。
- ・社外取締役を含めた構成メンバーの多様性について、当社の戦略上、今後も適切な助言と監督ができる最善のガバナンス体制を検討して参ります。
- ・中長期的な戦略や主要なリスクに関する議論については、取締役会の事前審議機関である執行役員会において十分に議論された上で取締役会に上程、審議されておりますが、取締役会においてより経営視点に立った議論を行うべく、今後も運営の効率化と充実を図って参ります。

(補充原則4-14-2 取締役および監査役のトレーニング方針)

当社は、社内取締役および社内監査役については、就任時に、経営者もしくは監査役としての役割および責務の理解ならびに経営、財務、法令、コーポレートガバナンス、リスク管理などの必要な知識習得のための講習会を受講することとしております。社外役員については、就任時に当社の経営戦略、事業内容、組織体制などの情報を提供するとともに、工場視察を実施し、当社の理解を深めることとしております。取締役または監査役就任後は、その役割および責務を適切に果たすために、重要な法令などの改正がある場合や時勢に応じて新しい知識が必要とされる場合には、適宜講習会や説明会を受講し、知識の研鑽に努めることとしております。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主などとの建設的な対話を促進するために、グローバル財務統轄役員が統轄し、経理本部のIR室が株主および投資家の皆様への対応を実施しております。対話を充実させるために、IR室は社内に関連部門と連携し、適切に対応できる体制を整えております。当社は、社長およびグローバル財務統轄役員が経営戦略や財務状況を説明するアナリストおよび機関投資家向け決算説明会を半期に一度開催しております。また、個別面談にも随時対応するとともに、国内外のカンファレンスへの参加や個別の海外IR活動を通じて、海外の株主および機関投資家の皆様とも積極的なコミュニケーションを図っております。IR活動を通して頂いた皆様の意見や要望などは、取締役会および経営陣に定期的にフィードバックし、情報を共有しております。株主および投資家の皆様との対話において、お互いに不利益を被ることがないよう、インサイダー情報の取り扱いには十分留意し、決算日翌日から決算発表日までの期間はサイレント期間として、株主および投資家の皆様との対話の制限や社内の情報管理の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
トヨタ自動車株式会社	19,654,175	7.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	14,880,000	5.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	11,013,000	4.28
明治安田生命保険相互会社	10,046,500	3.90
日立建機株式会社	8,920,000	3.46
KYB協力会社持株会	7,359,000	2.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	7,114,000	2.76
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	6,115,000	2.37
株式会社大垣共立銀行	5,914,334	2.30
株式会社みずほ銀行	4,905,195	1.91

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2017年9月30日現在のものです。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特になし

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鶴田 六郎	弁護士											
塩澤 修平	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鶴田 六郎	○	鶴田六郎法律事務所代表 弁護士 TPR株式会社 社外取締役 J.フロントリテイリング株式会社 社外監査役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 社外監査役	弁護士としての専門的な知識、経験を有することから、当社における内部統制およびコンプライアンスの強化等に対し有益なご意見やご指摘を引き続きいただけると判断し、社外取締役を選任致しました。また、当社との間に特別な利害関係はなく、中立、公正な立場にあることから、独立役員として指定致しました。
塩澤 修平	○	慶應義塾大学 経済学部教授 ケネディクス株式会社 社外取締役 株式会社アーレスティ 社外取締役（監査等委員）	経済学の専門家としての豊富な知識および見識に基づき、当社における金融ならびにCSR面での有益なご意見やご指摘を引き続きいただけると判断し、社外取締役を選任致しました。また、当社との間に特別な利害関係はなく、中立、公正な立場にあることから、独立役員として指定致しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

本年より、代表取締役と社外取締役とで構成する指名委員会、報酬委員会をそれぞれ設置し、指名手続きならびに報酬決定における透明性の向上を図っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は会計監査人から、監査結果について定期的に報告と説明を受け、監査に関する率直な意見や情報の交換を適宜行っております。監査部は、監査の効率化を図る為に、監査役会と適宜情報交換会（年度監査計画、監査に関するトピックスの検討、内部統制に係る意見および情報交換等）を行い、連携を取っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
谷 充史	他の会社の出身者							△						
川瀬 治	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷 充史		当社は、社外監査役の谷充史氏が平成15年3月まで業務執行者であったみずほ銀行と取引関係があります。	金融機関在任中に得た知識および経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから有益なご意見やご指摘をいただけると判断し、社外監査役に選任致しました。
川瀬 治	○	---	損害保険会社任中に得た知識および経験に基づき、主に業務監査の観点から有益なご意見やご指摘をいただけると判断し、社外監査役に選任致しました。また、当社との間に特別な利害関係はなく、中立、公正な立場にあることから、独立役員として指定致しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役を対象に、業績向上への貢献意識を高めることを目的として、親会社株主に帰属する当期利益を基準とした業績連動賞与を導入しております。なお、社外取締役については、中立性および独立性を確保する観点から、業績連動賞与の対象としておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

開示手段 有価証券報告書
報告書開示状況 全取締役の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針
取締役の報酬は、内規で定められた基本報酬として支払われる固定報酬と、会社業績の達成度によって変動する業績連動賞与により構成されております。

(2) 役員の報酬等の決定方法

1) 固定報酬

取締役月次報酬額については、1997年(平成9年)6月27日開催の第75期定時株主総会において決議された報酬額(取締役総員で月額3,000万円以内)の範囲において、代表取締役と社外取締役で構成する報酬委員会の諮問を経た上で、取締役会にて決議しております。また、監査役月次報酬額については、2011(平成23)年6月24日開催の第89期定時株主総会において決議された報酬額(監査役総員で月額800万円以内)の範囲内において監査役の協議により、各々確定しております。

2) 変動報酬

会社の業績に連動した変動報酬である取締役賞与は、前事業年度期末決算短信に記載した業績予想値(①営業利益(損失)金額、②営業利益(損失)率、③親会社の所有者に帰属する当期利益(損失)金額、④親会社の所有者に帰属する当期利益(損失)率の4つの指標についての業績予想値)の達成度に応じて、取締役に対する支給総額を算定致します。そして、あらかじめ定めた各取締役の役職に応じた按分値をもとに、各取締役への支給額を決定致します。当該支給額は、代表取締役と社外取締役で構成する報酬委員会における諮問を経たうえで、取締役会の決議により決定致します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

更新

社外取締役に対しては社長室と経営企画部がサポートしております。
社外監査役を含む監査役に対しては社長室がサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

<取締役会>

取締役会は、社外取締役2名を含む8名で構成し、法令、定款および取締役会規則、その他社内規程等に従い、経営に係る重要事項の意思決定や取締役の職務執行を監督しており、原則として毎月1回開催致します。

<執行役員会>

執行役員会は、取締役会へ上程する案件の事前審議機関として、全社的な視点から経営に係る重要事項を審議します。

<その他経営会議>

国内および海外関係会社の経営執行状況を定期的に監督する「国内関係会社経営会議」「グローバル・ストラテジー・コミッティー」、社長が自ら工場現場に出向き、モノづくりの重要課題をフォローする「社長報告会」などの会議体を設置し、グループ経営監視体制の強化を図っております。

<監査役会>

監査役会は、常勤監査役4名で構成し、うち2名は社外監査役です。社外監査役による監査により、実効性のある経営監視が期待でき、有効なガバナンス体制がとられているものと判断しております。尚、社外監査役のうち1名を独立役員として登録しております。

<内部監査>

内部監査組織として、監査部(部員9名)を設置しております。
監査部は、内部監査規程に基づき、KYBグループおよび本社機能部署の内部監査を実施しております。
監査部は監査役に対して、内部監査結果や社内外の諸情報などを適宜報告しております。
監査部と会計監査人は、財務報告に係る内部統制評価に関する監査計画と結果について、定期的および必要に応じて随時ミーティングを実施しております。

<監査役監査>

監査役は、監査役会で立案した監査計画に基づき取締役会その他重要な会議に出席すると共に、各事業への往査により取締役の職務執行状況を監査しております。
監査役は、主要な子会社の非常勤監査役を兼務し、各社の業務執行状況の監査を行っております。
定期的に開催する「KYBグループ監査役連絡会」において、各社の情報やグループの統一的な監査方針の共有化を図っております。
監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、意見および情報の交換を行い、効果的・効率的な監査を実施しております。
なお、監査役は、経営、財務、監査等の知識、経験をもち、専門性と共に社会一般の識見を有し、中立・公正な立場にあります。
監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合、取締役または取締役会は補助にあたる従業員を配置いたします。当該従業員につきましては、所属・人事異動・人事評価等について取締役からの独立性を確保し、また、監査役の指揮命令権に基づき指示の実効性を確保致します。

<監査役と会計監査人の連携状況>

監査役は会計監査人から、監査結果について定期的に報告と説明を受け、監査に関する率直な意見や情報の交換を適宜行っております。
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、西田俊之、上野直樹および御厨健太郎の3名であり、「有限責任 あずさ監査法人」に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他18名であります。

<監査役と内部監査部門の連携状況>

監査部は、監査の効率化を図る為に、監査役会と適宜情報交換会(年度監査計画、監査に関するトピックスの検討、内部統制に係る意見および情報交換等)を行い連携を取っております。

<責任限定契約の内容の概要>

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および監査役(社外監査役に限らない)との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

尚、取締役・監査役の指名、報酬決定については、本報告書の「I. コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示(原則3-1 情報開示の充実)の(4)およびII. 1 [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますのでご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法上の機関設計として監査役会設置会社であり、取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレートガバナンス体制を構築しております。また執行役員制を採用し、意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図っております。

2名の社外監査役を含む監査役会が取締役および執行役員の職務の執行を監視し、取締役会は、経営に対する独立的かつ客観的な監督機能をより強化するため、2名の独立社外取締役を選任しており、これらにより有効なガバナンス体制がとられているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は2016年(平成28年)の定時株主総会より、招集通知を総会開催日の3週間前に発送し、早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	2017年(平成29年)の定時株主総会は集中日を避け、6月23日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は2011年(平成23年)の定時株主総会より、電磁的方法によって議決権を行使できるようにしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	当社は2011年(平成23年)より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は招集通知の英訳を実施しており、TDnet、議決権行使プラットフォームおよび当社ホームページに公表しております。
その他	当社は株主に総会議案を十分検討頂くため、総会開催日の4週間前に、TDnet、議決権行使プラットフォームおよび当社ホームページに招集通知の電子的公表を実施致しました。また、株主総会において、株主の方に報告事項をよりご理解いただくため、総会報告事項をビジュアル化しております。 さらに、2017年より株主の利便性向上をめざし、株主総会関連書類をスマートフォン・タブレット・パソコンから閲覧でき、インターネットによる議決権行使を容易に行えるWebサービスを導入致しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	グローバル財務統轄役員とIR室が個人投資家向けの会社説明会を各地で開催し、当社の業績・事業環境等を説明しております。 また、既存の個人株主向けに初となる工場見学会を今年3月に開催致しました。当社事業への理解を深めて頂く機会として、今後も継続していく予定です。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の決算説明会の他に、工場見学会、スモールミーティングを開催し当社の業績・事業環境等を説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	グローバル財務統轄役員とIR室が欧州、アジアを中心に機関投資家を個別に訪問し説明を実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料、決算短信、有価証券報告書、アニュアルレポート等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社ではIR室を設置し、機関投資家・個人投資家・アナリスト等による取材への対応をしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動、CSR活動等の実施、「環境・社会報告書」の発行、省エネ活動の促進、環境監査を実施しております。

その他

【女性の活躍推進に向けた取り組み】

当社は、女性目線でのアイデアや社内の意見を広く吸い上げ、会社の諸施策に適切に反映することができるよう、女性を中心とした「女性活躍推進委員会（愛称：Harmony Project）」を国内のグループ企業も含めて設置しております。社内の意識改革を促す「啓発研修」や育児休職者の不安を解消する「子育て交流会」の開催、また育児や介護を理由に退職した従業員を再雇用できる「カムバック制度」の導入など、女性をはじめとする多様な人材が適材適所で活躍できる環境の整備や風土づくりを進めております。

【多様な働き方を支援する制度】

当社では、従業員がいきいきと働き、安心して仕事に従事できる職場環境作りやワークライフバランスの実現に向け、フレックスタイム制度、育児休職制度、育児短時間勤務、配偶者転勤休職制度、時間単位年休、メモリアル休暇などの様々な制度に加えて、現在、在宅勤務制度の導入も検討しております。

また、多様性の確保を促進するために、年齢、性別、国籍などに関係なく、積極的な採用活動を実施しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するため、以下の「内部統制システムの基本方針」を取締役会において決議しております。

- (1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、当社および子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）の役員および従業員が法令および定款を遵守するとともに、高い倫理基準に基づく公正で誠実な企業行動を遂行するための「企業行動指針」を定める。
 - 2) 当社は、コンプライアンスの総括・推進部署として、法務部の下に内部統制室を置く。内部統制室は、コンプライアンス意識の醸成のため、当社グループの役員および従業員に対して教育を実施するとともに、当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備する。
 - 3) 当社の監査部は、当社グループの内部監査を実施し、内部統制の整備運用状況の評価および改善提案を行うとともに、その結果を取締役会に報告する。
 - 4) 当社は、当社グループの従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為等に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、社内外に適切な内部通報体制を整備する。内部統制室は、当社グループの内部通報の状況について定期的に取締役会に報告する。
- (2) 当社および子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 当社は、取締役の職務執行に係る情報を法令、「重要文書取扱規則」、「文書整理・保管基準」に基づき適切に保存および管理する。
 - 2) 当社グループは、「情報セキュリティ基本方針」に基づき、情報資産保護のための体制を構築し、サイバー攻撃等による情報漏えい、システム障害等のリスクへの対策を講じる。
- (3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社は、リスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を制定し、当社グループのリスク管理を推進する。
 - 2) 当社は、リスク管理委員会を設置し、当社グループにおいて想定されるリスクの抽出と評価を実施するとともに重点リスクとその責任部署を決定する。リスク管理委員会は、責任部署の重点リスクに対する活動状況を定期的に取締役会に報告する。
 - 3) 当社の監査部は、本社機能部署のリスク管理状況の監査を通じて当社グループのリスク管理状況の監査を実施し、その結果を取締役会に報告する。
 - 4) 当社は、当社グループにおいて重要事項の発生事実を認識した場合、「即報規則」に基づき、報告責任者が即時に社長に報告する。社長は、発生事実に応じて関係者に対応を指示し、被害を最小限に抑制するための措置を講じる。
- (4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社グループは、取締役会の承認や報告を求める事項を「取締役会規則」に定め、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図る。
 - 2) 当社は、当社グループの中期および年度経営計画を策定し、経営目標を共有するとともに、執行役員会等で業務の執行状況を定期的に管理する。
 - 3) 当社は、執行役員会等の会議体で経営執行に係る重要事項について十分に事前審議を行い、取締役会における意思決定の適正化および効率化を図る。
 - 4) 当社は、子会社が当社に承認や報告を求める事項を「グローバル職務権限規程」に定める。子会社は「グローバル職務権限規程」に基づき、各社の「職務権限規程」を制定する。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ① 当社は、グループ企業の健全性を保ち、連結経営の効率化のために「グループ企業管理規程」を定める。
 - ② 子会社は、「グループ企業管理規程」の定めに従い、当社の経営会議等において定期的に経営状況を報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 1) 当社の取締役または取締役会は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、補助従業員を置く。
- (7) 前号の当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
 - 1) 当社の監査役は、以下の事項の明確化等、補助従業員の独立性の確保に必要な事項を検討する。
 - ・補助従業員の権限
 - ・補助従業員の属する組織
 - ・監査役の補助従業員に対する指揮命令権
 - ・補助従業員の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権
- (8) 当社および当社の子会社の取締役および使用人の監査役への報告に関する体制
 - 1) 当社グループの役員および従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、これを直ちに監査役に報告する。
 - 2) 当社の取締役および執行役員は、取締役会および執行役員会等を通じて、その担当する業務の執行状況を監査役に報告する。
 - 3) 当社の監査役は、取締役との間で、監査役または監査役会に対して定期的にまたは臨時的に報告を行う事項および報告を行う者を、協議して決定する。
 - 4) 当社の監査役は、監査部との連携体制が実効的に構築ならびに運用されるよう、取締役または取締役会に対して体制の整備を要請する。
- (9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 当社グループは、監査役へ報告した者が報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行わない。
- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - 1) 当社は、監査役がその職務の執行のために要する費用は会社が負担するものとし、速やかに前払または支払の手続きに応じる。
- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、補助従業員の確保および監査役への報告体制その他の監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
- 2) 当社の監査役会は、社外取締役との情報交換および連携に関する事項について検討し、監査の実効性を確保する。
- 3) 当社の監査役は、外部会計監査人、関係会社監査役および監査部とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、情報を共有する。
- 4) 当社の監査役は、監査業務にあたり、監査部の協力を受ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業行動指針において「私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える、暴力団、総会屋等の反社会的勢力に対しては断固として対決します」を基本方針と定め、宣言しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

不当要求防止責任者等反社会的勢力の対応窓口は本社総務統轄部が担当し、反社会的勢力の排除を含めたコンプライアンス全般については、法務部が責任部署となっております。

2) 外部の専門機関との連携状況

警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（以下特防連）、地区特殊暴力防止対策協議会（以下特防協）、暴力追放運動推進センター、所轄警察署および顧問弁護士との緊密な連携体制をとっております。

3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

特暴連および特防協主催の暴力団排除活動に積極的に参加し、情報収集にあたる他、所轄警察署との連携により得られた反社会的勢力の情報については、社内データベースに登録し、関連部署と情報を共有しております。

4) 対応マニュアルの整備状況

特暴連にて製作された特殊暴力対策マニュアルを各拠点総務責任者に配布し、対応方法の周知徹底を図っております。

5) 研修活動の実施状況

新入社員教育や階層別教育プログラム等のコンプライアンス教育の中で、反社会的勢力排除に関する当社の基本的な考え方についての教育を実施しております。さらに、グループ会社に対しても、企業行動指針説明会の中で、反社会的勢力との決別について解説しております。また、特暴連にて製作された教育用DVDビデオを各拠点総務責任者に配布し、反社会的勢力との対応方法の教育を実施しております。

6) 取引先との暴排条項の取り交わしの実施状況

取引先との間では、誓約書などにて反社会的勢力排除をお互いに義務付ける文書を取り交わしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2016年(平成28年)6月24日開催の当社第94期定時株主総会の承認に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる取組みのひとつとして、「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」を、その内容を一部変更したうえで(変更後の対応策を「本プラン」といいます。)、継続いたしました。本プランの有効期間は2019年(平成31年)6月開催予定の第97期定時株主総会終結の時までとしております。本プランの詳細につきましては、2016年(平成28年)5月17日付ニュースリリース「当社株主の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の継続について」(当社ホームページ<http://www.kyb.co.jp/news.html>の「2016.05.17 企業・IR 当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の継続について」にてご覧いただくことが可能です)をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示体制の概要]

当社は、適切な適時開示を行うため、経理担当役員を委員長とする情報開示委員会を設置しております。情報開示委員会は、金融商品取引法および証券取引所の定める適時開示規則に基づき、情報の集約および開示の適否を審査しております。

また、適時開示につきましては、取締役会または、取締役社長の承認の上、速やかに行っております。

[コーポレートガバナンス体制図]

